

組織変更計画の要領

協同組合アドビジネスセンターは株式会社に組織変更を行うために、中小企業団体の組織に関する法律第100条の4に掲げる事項について、下記のとおり策定する。

記

1. 目的

- (1) 広告、宣伝に関する企画、運営、制作の受託及びコンサルティング業務
- (2) 広告、広報およびパブリックリレーションズ業務
- (3) 各種イベントの企画及び運営業務
- (4) マーケティングリサーチに関する業務
- (5) インターネットを利用した広告に関する業務
- (6) 各種調査に関する受託業務
- (7) 事務代行及び販売代行に関する業務
- (8) 前各号に付帯関連する一切の事業

1. 商号 株式会社アドビジネスセンター

1. 本店 石川県金沢市鞍月四丁目24番地

1. 発行可能株式総数 160株

1. 上記の事項以外に定款で定める事項

別紙定款案のとおり

1. 取締役の氏名 田中尚人 岡田順子

1. 監査役の氏名 井波利治

1. 組織変更をする組合員が組織変更の際して取得する組織変更後の株式の数又はその数

の算定方法

20株

1. 組織変更をする組合員に対する割当てに関する事項

以下のとおり割り当てることとする。

組合員 IGSホールディングス株式会社について20株

1. 組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

資本金の額 金200,000円

資本準備金 金0円

利益準備金 金950,000円

1. 効力発生日 令和7年10月1日

以上